

## 下水道事業課工事請負等業者選定委員会設置要綱

(平成28年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道事業課が施行する建設工事の請負並びに委託（以下「建設工事等」という。）の業者の適正な選定を図るため、下水道局工事請負等業者選定委員会設置要綱第11条に基づき、下水道事業課工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会の構成員は、次のとおりとする。

委員長 下水道事業課長

副委員長 副課長

委員 主幹

(所掌事項)

第3条 委員会が所掌する建設工事等は、次のとおりとする。ただし、契約業者等が特定されるに相当の理由があると特に下水道事業課長が認める場合は、委員会での選定を要しない。

(1) 埼玉県流域下水道事業財務規程（以下「財務規程」という。）第203条第1項による別表第四に定めるもののうち次のもの。

ア 執行予定額が2百50万円を超え2億円未満の建設工事の請負の契約案件

イ 執行予定額が百万円を超え2千万円未満の建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託の契約案件

ウ 執行予定額が百万円を超え2千万円未満の施設の運転及び管理の委託の契約案件

エ 執行予定額が百万円を超え5百万円未満のその他の委託の契約案件

(2) 下水道事業課長が特に必要と認めた案件

2 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

(1) 一般競争入札公告案の参加資格条件の審査

(2) 指名競争入札の業者選定の審査

(3) 随意契約に係る見積依頼業者の選定及び随意契約の理由の審査

(4) その他必要な事項

3 委員会は、第1項で定める建設工事等の執行に当たり、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による低入札価格の調査に関し、必要な事項を審査する。

(運営)

第4条 委員長は、会議を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理す

る。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(決定)

第6条 第3条に規定する事項は、委員会の審査に基づき、下水道事業課長が決定する。

(秘密の保持等)

第7条 委員会は、目的を達成するため、公正にその任務を行うとともに、秘密を厳守しなければならない。

(議事録等)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議内容を議事録にまとめ、入札(見積合せ)終了後に下水道事業課において自由に閲覧できるようにするものとする。

2 前項の閲覧を行う期限は閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 本委員会の審議に使用した資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 前項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、下水道事業課管理運営担当に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月30日から施行する。ただし、平成29年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和4年12月27日から施行する。ただし、令和4年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。